

令和 2年度 石ヶ谷墓園樹木伐採業務委託

設計書

(当初設計)

工事番号

路線名等 石ヶ谷墓園

工事箇所 兵庫県明石市大久保町松陰地内

工 種 造園

総括情報表

単価適用年月日	0-02.06.01(0)		
	今 回		前 回

工事費内訳書

頁0-0002/0004

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
業務委託費						
植栽						
樹木伐採工						
高中木伐採工						
伐採						
	1		式			工種 第0001号明細表
直接工事費計						
諸経費						
工事価格			式			
消費税相当額						
			式			

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
高所作業車	2.0	日			
ラフテレンクレーン(排出ガス対策型含) オペレータ付き	2.0	日			
特殊高所作業員	4.0	人			
造園工	10.0	人			
機械損料 チェーンソーほか	10.0	台			
高所作業器材	1	式			
交通誘導警備員B	6.0	人			
合計	1	式			

伐採対象樹木-1



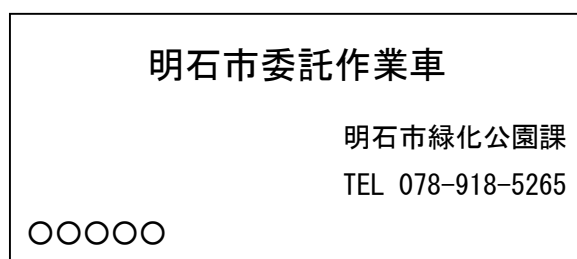
伐採対象樹木-2



委託業務仕様書

1. この業務は、契約書及び設計書に基づき、係員の指示に従い、実施するものとする。また、契約書、設計書及び本仕様書のほか、兵庫県県土整備部発行（平成 28 年 10 月）の「土木設計業務等委託必携」によるものとする。
2. 受託者は、契約締結後 7 日以内に着手届、内訳書並びにその他必要書類を市長宛に提出し、承諾を受けなければならない。
3. 業務の実施にあたっては、受託者と係員は常に密接な連絡をとり、係員の指示または承諾を得たうえで、実施するものとする。その他、疑義が生じた場合は、係員と協議するものとする。
4. 委託業務中、第三者に損害を与え、または既設構造物を破損等させたときは、受託者の負担をもって復旧もしくは損害を保障しなければならない。また、委託業務に起因する損害を生じた場合も同じである。
5. 各種法令等を遵守し、諸手続きを受託者の責任において行うこと。
6. 業務実施にあたっては、周囲の安全に十分に配慮するとともに、必要に応じて、看板、標識、防護柵及びバリケード等、安全施設類を設置すること。また、第三者に対して、万全の対策を講じること。なお、業務にかかる作業用車両の駐車料金等は、受託者の負担とする。
7. 高所作業においては、架空線及び剪定枝の処理に注意するとともに、第三者へ危険を及ぼさないよう安全対策を行うこと。
8. 伐採対象樹木には緑色テープでマーキングを行っているので、事前に確認を行うこと。
9. 伐採木については、後に処分しやすいように現地に集積するものとする。集積場所については、現地係員の指示に従うこと。
10. 切り株には必要量の枯死剤を注入し、枯死を促進させること。
11. 受託者は、業務中、業務車両のよく見える位置に、下図の看板を表示すること。

1,500mm



450mm

12. 写真を整理し提出すること。なお、作成にあたっては以下の点に注意すること。

- ・ 平面図に樹木の番号を記し、写真と対比できるよう整理する。
- ・ 着手前、完了後の写真を添付する。また、種別ごとに写真を撮影する。
- ・ 幹周（地際より 1.2m 上りの位置）・高さは、原則全て撮影する。その際、スタッフ・リボンテープ等を使用し、数字が確認しやすいよう撮影する。

位置図

